

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

策定日 令和2年7月6日

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年 7月 6日～令和3年 7月 5日までの 1年間

2. 内容

<目標1>

- 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対 策>

- 年次有給休暇の取得状況を定期的に把握する
- 目標達成に向けた取得促進を周知する